

# 女性活躍推進法における一般事業主が行うべき取組の流れ

## 1 一般事業主行動計画の策定等について

### ▶ STEP1

自社の女性の活躍に関する「状況の把握」、「課題分析」



- **状況把握** 自社の女性の活躍に関する状況を把握してください。
- **課題分析** 把握した状況から自社の課題を分析してください。

### ▶ STEP2

「行動計画」の策定、社内周知、公表



- **行動計画の策定** STEP1の状況把握、課題分析の結果を勘案し、行動計画を策定してください。
- **行動計画の社内周知、公表** 行動計画を労働者に周知し、外部に公表してください。

### ▶ STEP3

「行動計画」を策定した旨の届出



行動計画を策定したら「一般事業主行動計画策定届（参考様式）」を記載し、電子申請、郵送又は持参により、**大阪労働局／雇用環境・均等部／指導課**に届け出てください。

### ▶ STEP4

取組の実施、効果の測定

定期的に、数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。

## 2 女性の活躍に関する情報の公表について

自社の女性の活躍に関する状況について学生をはじめとした求職者が簡単に閲覧できるように公表してください。

\* 情報公表先は自社HPや「女性の活躍推進企業データベース」等インターネットをご活用ください。

※ 行動計画の策定等詳細については、以下のURLを参照してください。

【厚生労働省 女性活躍推進法特集ページ 内】

・「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう！」(パンフレット)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

【女性の活躍推進企業データベース】

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>